

平成 21 年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・
社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業公募要領

平成 21 年6月

環境省 総合環境政策局 環境経済課 民間活動支援室

持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業¹の活躍が必要不可欠です。

そこで、環境省は、地域資源を活用して、環境保全を図りながら地域社会の活性化に資する活動を展開するため、環境NPOの活動を事業型の環境NPO又は社会的企業として発展させていくためのモデル実証事業（事業計画の策定を行うモデル事業）を募集します。

応募に当たっては、本公募要領によるものとします。また、応募にあたっては、別添資料として添付する「平成20年度持続可能なイノバティブ・コミュニティ形成手法調査事業報告書」を参照いただければ幸いです。

¹ ここでの社会的企業は、NPOの法人格にとらわれず非営利としての事業活動を展開していくという趣旨であって、必ずしも営利企業を指すものではない。

目次

1. 事業実施の背景及び目的
2. 対象事業の概要及び応募要件等
3. 公募から事業の採択までの流れ
4. モデル実証事業全体の流れ・支援体制について
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. 公募に関する Q&A 等

[添付資料]

・平成 21年度 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業(申請書)

・平成 21年度 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業(応募様式)

1. 事業実施の背景及び目的

「緑の経済と社会の変革」(平成 21 年 4 月 20 日環境大臣発表)を通じ、持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠である。

しかし、多くの環境NPOは公的資金等に依存し、自立した事業活動を行っているものは非常に少なく、事業型の環境NPOや社会的企業であっても、ビジネスの知見や事業展開に必要なネットワークを備えていない状況にある。

したがって、環境NPO等の活動を促進していくためには、公的資金のみに依存しない資金調達手法及び経営ノウハウを習得することが求められている。また、事業活動として経営が成り立つ形にしていくための地域資源の発掘・収集、商品・サービスを提供する際の流通、情報発信等にあたって、自治体、地域の事業者、他のNPO団体、金融機関等関係主体と連携していくことが必要不可欠となる。

このように、環境NPOを事業型環境NPO、社会的企業として発展させていくため、地域の関係主体と連携するとともに、地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)に設置する「サポート事務局」等の支援をうけながら、全国に普及しうるビジネスモデルを創出するため、以下のとおりモデル実証事業(事業計画の策定を行うモデル事業)を募集する。

2. 対象事業の概要及び応募要件等

募集事業は、事業型環境NPO又は社会的企業の立ち上げを行うことを予定している環境関係の非営利の民間団体等が、地域資源を活用した持続可能な社会づくりを目的として、企業、自治体、金融機関、中間支援組織等と連携しながら取組むモデル的な事業で、そのための事業計画の策定が対象となる。なお、計画策定等にあたっては地球環境パートナーシッププラザ(以下「GEIC」という。)、地方環境パートナーシップオフィス(以下「地方EPO」という。)²の

支援、助言を受けながら事業を進めることを想定している。

(1)モデル実証事業の内容

① 応募団体等の形態

A:環境関係の活動を行っている非営利³の民間団体又は環境関係の活動を行う社会的企業の立ち上げを目指す者が単独で応募する場合

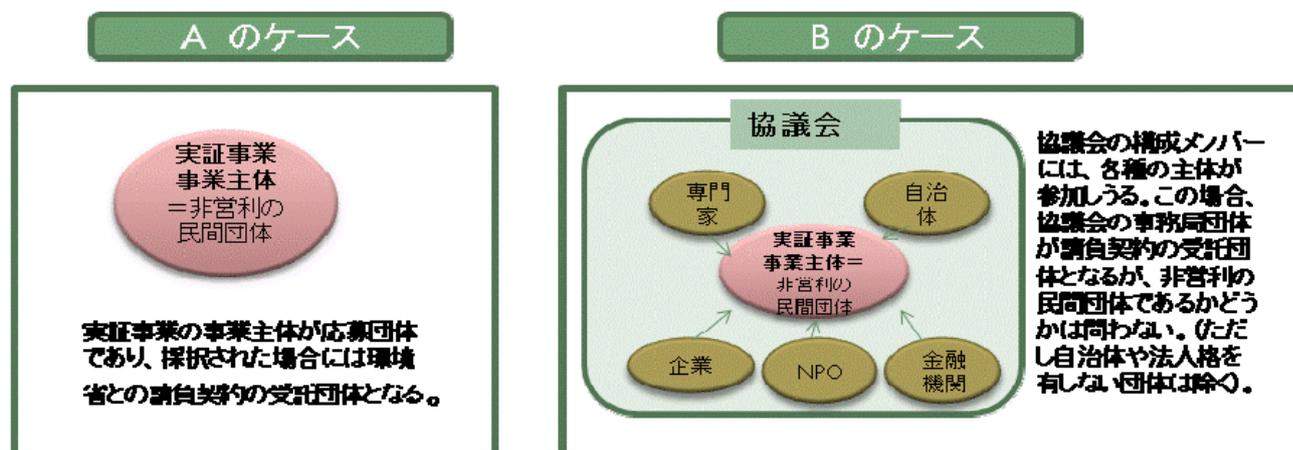
応募団体が請負契約の契約先となるため、法人格を有することが必要となる。

B:事業型環境NPO・社会的企業の立ち上げを支援するための協議会が応募する場合

協議会は、モデル実証事業の事業主体である環境関係の活動を行っている非営利⁴の民間団体、又は環境関係の活動を行う非営利団体として社会的企業の立ち上げを目指す者に加え、専門家、中間支援組織、地域の事業者、地方公共団体、市民等により構成される。

請負契約の契約先は、協議会の事務局を担当する団体とし、法人格を有することが必要となる。(協議会の事務局は、モデル実証事業の事業主体でなくてもかまわない。)

*非営利の民間団体には、原則として株式会社等営利を主目的とする団体は含まれない。



②事業実施の地域等

I サポート事務局との連携

本事業の実施にあたっては、GEIC及び地方EPOのうち3カ所(計4カ所)に本事業を支援するための事務局(以下「サポート事務局」という。)を置き、連携して採択された事業に取り組むこととする。

平成21年度のサポート事務局は以下のとおり。

- ・北海道地域(担当:EPO北海道)

² 地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスとは、環境省が環境NPOと連携して運営する環境パートナーシップ推進拠点、詳細は地球環境パートナーシッププラザについては、<http://www.geic.or.jp/geic/> 地方EPOについては、EPO北海道は<http://www.epohok.jp/>、きんき環境館<http://www.kankyokan.jp/pc/> 四国EPOは、<http://4epo.jp/>をご参照ください。

³ 「非営利」とは、一般的には収益を団体の構成員に分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることを制限するものでないことを指すが、この事業では、物やサービスの販売等を通じた経済利益の獲得のみを主目的とせず、その収益を主たる事業活動に充てるほか、地域の環境保全やコミュニティの向上等の社会の公益に資することも目的とすることを想定している。

- ・関東地域(担当:地球環境パートナーシッププラザ(GEIC)
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県))
- ・関西地域(担当:きんき環境館)
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ・四国地域(担当:四国EPO)
(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

II 実施事業を行う地域

実施事業の地域は、上記のいずれかの地域を主たる活動エリアとして含むこととする。

なお、複数の地域にまたがって事業展開を行うことを想定している事業も対象とする。

平成21年度は、各地域(北海道地域、関東地域、関西地域、四国地域)2事業、計8事業のモデル実証事業の採択を予定している。

③ 対象となるビジネスモデルの例

地域の資源(人、物、金)等を活用して、地域の環境保全に資する自立可能な非営利の事業活動を立ち上げるもので、以下のような事業を想定している。

ただし、それ以外のビジネスモデルの応募を妨げるものではない。

(ア) 企業とNPO、NGOとの連携により、お互いのリソースを活用しながら経済活動を行うもの。

(イ) 地域の未利用資源、地産地消の資源、廃棄物・自然エネルギー等を活用して、製品等を加工・生産し販売提供するもの、又はサービスを提供するもの。

(ウ) 環境保全に配慮した新しい流通経路を開拓し、商品・サービスと顧客を結びつけながら事業を展開するもの。

(エ) 寄付金やポイント付き商品・サービスなどを提供し、環境保全や他の社会課題の解決にもアプローチするもの。

*その他事業型環境 NPO のビジネスモデルに関しては、本募集要項 P 、別添資料「平成20年度持続可能なイノバティブ・コミュニティ形成手法調査事業報告書」P11～P28 参照。

④ モデル実証事業の内容

環境NPOが、一定の経済活動を行い経済的に自立することが可能な事業型環境NPOや社会的企業のビジネスモデルであって他の地域でも普及しうるものの事業計画の策定(当該事業計画については、当該計画には、支援ツール・手法(別添資料「平成20年度持続可能なイノバティブ・コミュニティ形成手法調査事業報告書P69～P98参照」)等を活用した地域の資源、地域ニーズ等の把握・分析、当該ビジネスモデルのフィージビリティを裏付け調査結果等を含む)。事業計画の策定にあたっては、地方EPOの支援をうけながら、地域の関係者と連携関係を構築しながら行うこととする。

⑤ モデル実証事業の条件

・モデル実証事業終了後、策定した計画を用いてモデル実証事業の事業主体が事業化を図るよう努めること。

・契約団体は、策定した計画の内容を広く一般に公表、普及することに関し、協力すること。

⑥ 実施期間

原則として単年度(平成 21 年度)とする。

(2) モデル実証事業への請負額

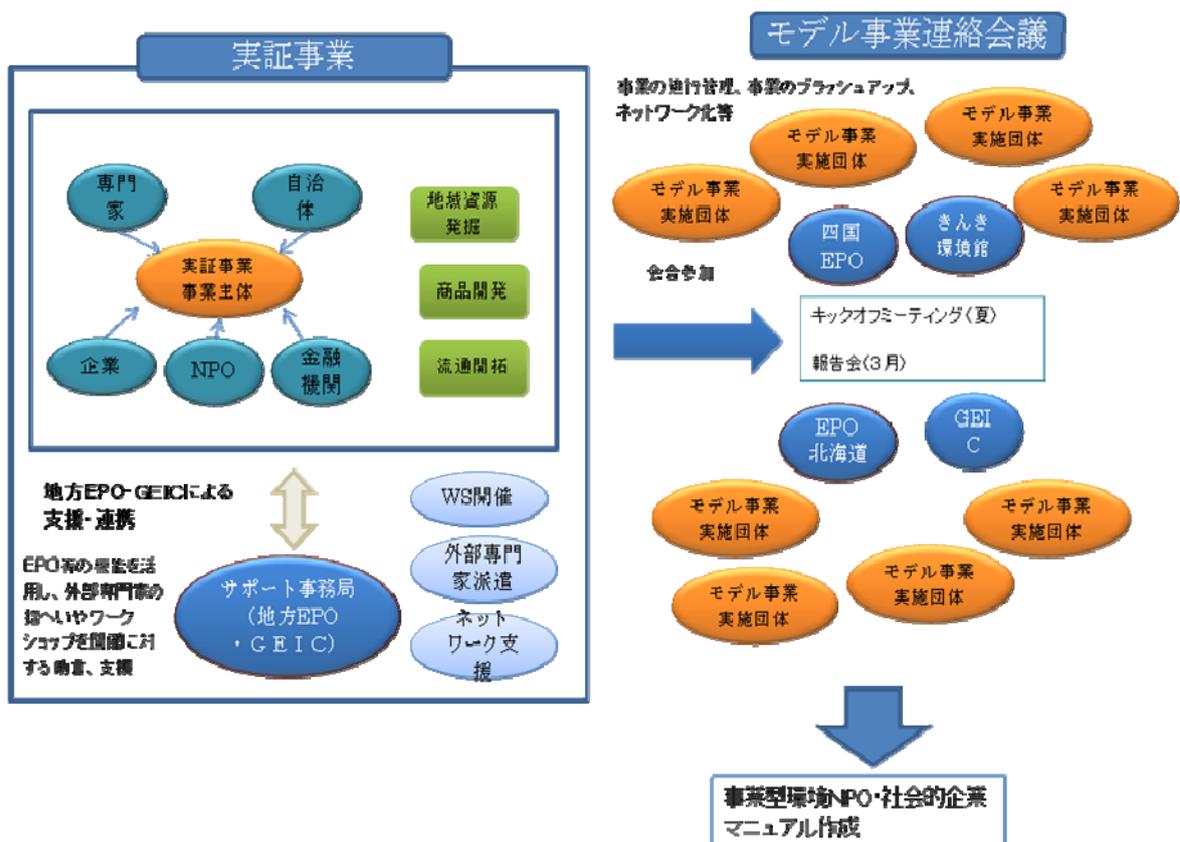
事業計画策定経費として、1 事業当たり：250 万円程度とする。

対象経費：資金計画策定経費、商品デザインなどの開発費、流通開拓にかかる諸費用、東京で開催するモデル実証事業連絡会議参加に係る旅費など。(詳細は別記)

■地方EPO・GEICによるモデル事業支援

モデル実証事業の事業主体が計画を策定するに当たり、地方EPO・GEICが地域の関係者のネットワークやパートナーシップ形成の専門性等を活かして、事業の精度を上げるための支援を行う。地方EPO・GEICが契約団体等と相談しながら、外部専門家の招へいや、商品のブラッシュアップ等を行うためのワークショップを開催することを想定。地方地方EPO・GEICによる支援に係る経費は、別途地方EPO・GEICで負担する予定)

実証事業の全体イメージ



(3) 事業報告書の提出及び著作権等の取扱い

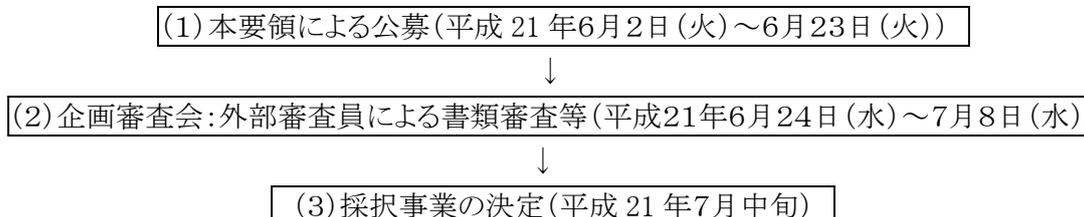
契約団体等は、ビジネスモデルの事業計画及び策定経緯、今後の事業計画の実実施計画等を取りまとめた報告書を作成し、成果物として履行期限までに環境省へ提出すること。

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、環境省が保有するものとする。ただし、契約団体自身が、成果物の内容を活用して事業活動を行うことを妨げるものではない。

3. 公募から事業の採択までの流れ

(1) スケジュールについて

平成 21 年度の公募から請負事業の採択までのスケジュールは、以下のとおり。



(2) 企画審査会による審査について

本事業の選定に当たっては、客観性、公正性を担保するため、外部審査員を含む企画審査会で実施する。

選定基準は以下のとおり。

- ① 事業型環境NPO・社会的企業のビジネスモデルとしての新規性
これまででない新しいビジネスモデルを提案するものか。
- ② 事業型環境NPO・社会的企業のビジネスモデルとしての経済性、自立発展可能性
提案されたビジネスモデルが経済性の確保が十分担保出来るものであり、自立した事業の立ち上げが可能であるか。
- ③ 事業型環境NPO・社会的企業のビジネスモデルとして他地域や団体等への普及可能性
提案されたビジネスモデルが、他の地域や環境団体にも参考になり、普及可能性が期待できるものであるか。策定した計画の内容を広く一般に公表できるものであるか。
- ④ 事業型環境NPO・社会的企業のビジネスモデルとしての事業化の可能性
モデル実証事業終了後、策定した計画を用いてモデル実証事業の事業主体が事業化出来るものであるか。

このような評価を踏まえ、総合評価として、企画審査会での合議により審査し、事業の採否及び請負額の決定を行うこととなる。

採択に当たっては、評価結果等を考慮し、事業の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合がある。

4. モデル実証事業全体の流れ・支援体制について

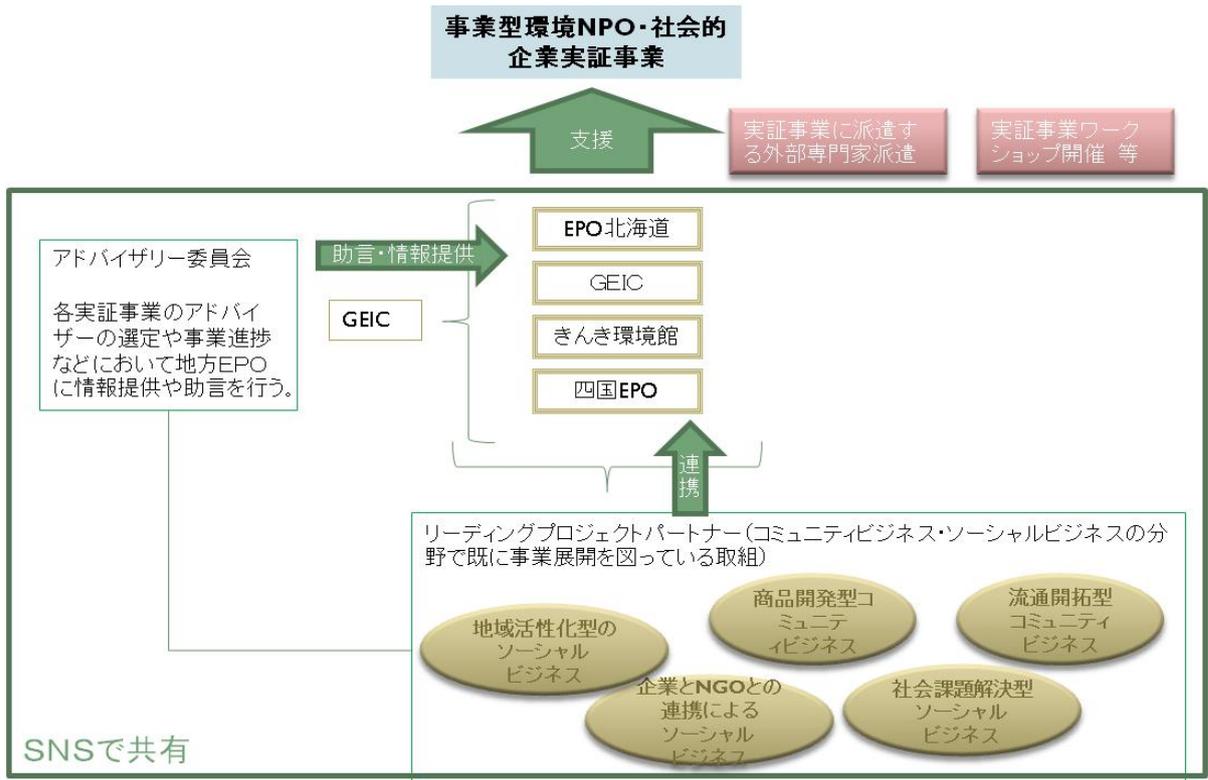
本モデル実証事業は、前述のとおりサポート事務局となるGEIC及び地方EPOと連携、協働しながら進めていくこととしている。

具体的には、GEICにおいて、本事業を円滑に進めていくためのアドバイザー委員会を設置して助言を求めるとともに、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス分野の専門家(以下「リーディングプロジェクトパートナー」という。)による助言を受けることとしている。

アドバイザー委員会及びリーディングプロジェクトパートナーとサポート事務局は、モデル実証事業が円滑に進められるよう連携して支援を行うこととなる。

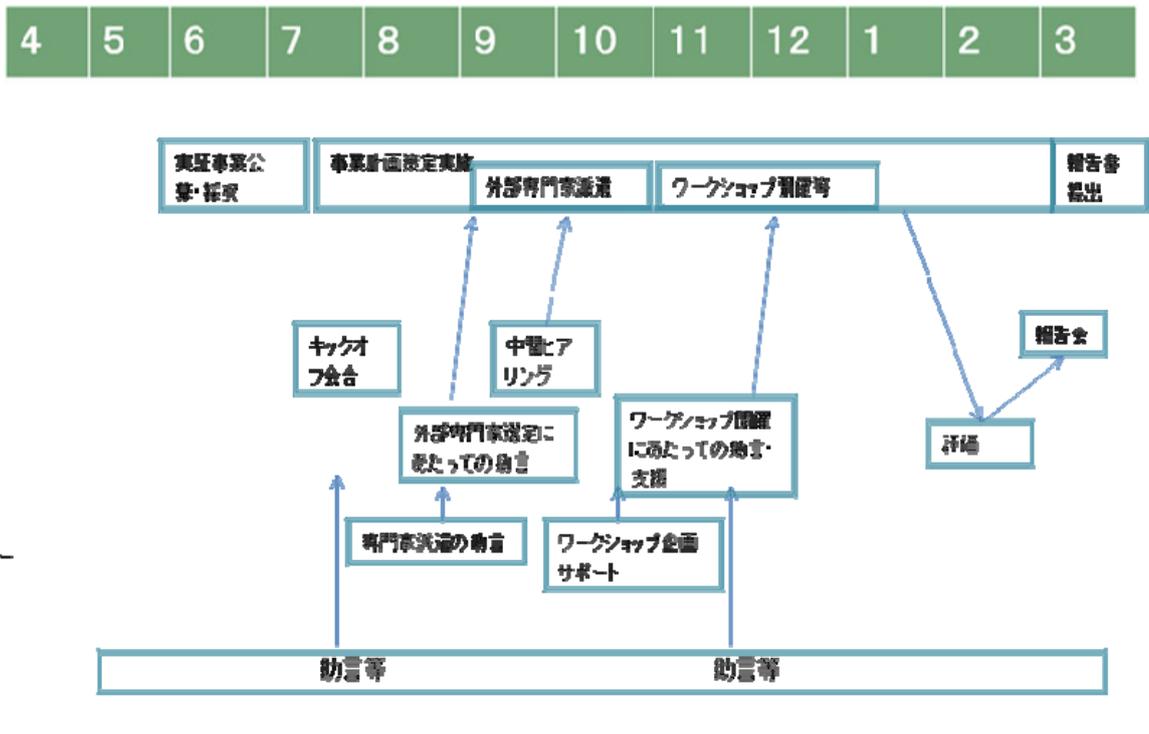
(モデル実証事業の支援体制)

事業型環境NPO・社会的企業実証事業のサポートスキーム



(上記は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、インターネットを活用して、各モデル事業実施プロセスを共有し、ネットワークの拡大と課題を共有する形で実施。)

実証事業スケジュール(予定)



5. 応募に当たっての留意事項

(1)他の委託・請負事業又は補助事業との重複等について

本事業以外の他の委託・請負事業、補助事業又は基金等を行政からの支援を受けているものと類似した応募内容とならないよう留意すること。

また、他の委託・請負事業又は補助事業に同時に応募して、重複して事業を請け負うことは出来ない。

(2)虚偽の記載について

応募書類に事実と反する虚偽の内容が記載されていた場合には、応募は無効とする。

(3)事業計画策定支援対象経費として計上できる経費項目について

経費の積算にあたっては、下表を参照のこと。

<請負事業の経費の区分>

直接経費	人件費	請負事業に直接従事した者の人件費
	謝金	事業計画策定協力者に支払う謝金 相当な期間を継続的に雇用する場合は対象外
	旅費	事業計画策定にあたって必要となる旅費 東京におけるモデル実証事業連絡会議の参加に必要な旅費
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費 報告書にあつては、華美な装丁は不要
	通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であつて、本事業に使用した料金であることが証明できる経費 通常事務のため契約しているインターネットの接続経費等は対象外
	借料及び損料	会場借料等
	会議費	会議時等の委員等の弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とする 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上のこと
	賃金	事業計画策定に必要となるアルバイトの賃金
	雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料等
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費	
一般管理費	請負団体が事業実施のため事務局を運営するための経費(15%以内)	
消費税	事業実施の際発生する経費毎の消費税の合計	

◇直接経費のうち対象とならない経費の例

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当
- ・机、椅子、複写機等、請負対象者である団体で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・請負期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない諸経費

◇その他留意事項

- ・会計法、予算決算及び会計令等の関係法令に遵守すること。

6. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下のとおり。

- ① 「平成 21年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業(申請書)」
- ② 「平成 21年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業(応募様式)」
- ③ モデル実証事業の事業主体(協議会の場合は協議会構成メンバー)、ビジネス活動の内容、対象地域、想定する連携主体等とその関連性など、モデル実証事業の内容を整理した図(概要資料でA4サイズ1枚にまとめたもの)。
- ④ 協議会が応募団体の場合は、協議会の契約団体(事務局)の概要を添付すること。
応募書類①、②は、必ず、所定の様式により作成すること。

(2) 応募書類の提出方法等について

1) 提出方法

ア 電子メールで送信する場合

以下の i 及び ii の両方による。

i. 応募書類のすべてを、書面で1部ずつ、次の要領で送付する。

◎送付先の住所: 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2階
TEL 03-3406-5180 FAX 03-3406-5064

◎あて先は「環境省 環境パートナーシップオフィス 事業型環境NPO等モデル実証事業担当行」とする。

◎封筒の表に、赤字で「事業型環境NPO・社会的企業モデル実証事業応募書類在中」と記すこと。

◎受領の連絡と確認

申請書に記された担当者あてに、受領した旨を電話する。

当省へ送付後、1週間程度経過しても受領確認の電話がない場合は、電話で照会すること。

ii. i に加え、上記応募書類の②を、電子メールの添付ファイルとして、次の要領で送信する。

◎電子メールの送信先アドレス:EPO@env.go.jp

◎メール件名と添付ファイル名は次のとおりとする。

・メール件名:「事業型環境NPO・社会的企業モデル実証事業応募」

・添付ファイル名:請負対象者である民間団体(地域協議会の場合は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)の名称とする。(例)霞ヶ関団体.doc

◎添付ファイルの作成・保存・送信に関する留意事項

使用するフォントについては、一般に用いるものを使用すること。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式等は、以下によること。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。

添付ファイルは1メール当たり2メガバイトまでとし、これを超えるときは分割して送信し、全体のメール数と何分割目かを件名に明記すること。(例)(応募書類1/4)等

添付ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。使用した場合は速やかに破棄・削除することとし応募は無効とする。

添付ファイルは、Microsoft 社 WindowsXP SP2 上で表示可能なものとし、当省の Windows マシンで表示出来ない状態で送付された場合は受理しない。

当省で表示可能なソフトやファイル形式は、以下の通り。

- ・Microsoft Office Word 2003 以上 2007 以下
- ・Microsoft Office Excel 2003 以上 2007 以下
- ・Microsoft Office power Point 2003 以上 2007 以下
- ・PDF ファイル形式(Adobe Acrobat 7.0 Elements)
- ・GIF ファイル形式
- ・JPEG ファイル形式

なお、応募書類の枚数や参考資料等の添付に制限はないが、ポイントを押さえた明快な内容とすること。

◎受領の確認

当省で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を返信する。当省へ送信後、数日経過しても返信がない場合は、電話で照会すること。

イ 電子メールを使用しない場合

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募書類の電子ファイル一式を保存した CD-ROM1 枚と印刷したもの 1 部を、以下により送付する。

◎送付先の住所：〒100-8975 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2 階 TEL 03-3406-5064 FAX 03-3406-5064

◎あて先は「環境省 環境パートナーシップオフィス 事業型環境NPO等モデル実証事業担当行」とする。

◎封筒の表に、赤字で「事業型環境NPO・社会的企業モデル実証事業応募書類在中」と記すこと。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じ。

◎受領の確認

申請書に記された担当者あてに、受領した旨を電話する。当省へ送付後、1 週間程度経過しても受領確認の電話がない場合は、電話で照会すること。

2)提出に当たってのその他留意事項

提出いただいた応募書類及びファイル等は返還しません。

3)応募書類の受付期間について

平成 21 年6月2日(火)～平成 21 年 6 月23日(火)17 時 必着

受付期間後に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

7. 公募に関する Q&A 等

(1) Q:モデル実証事業の応募資格を有する非営利の民間団体とは具体的にはどのようなものを指していますか？

A:特定非営利活動法人、一般社団、財団等を想定しています。協議会として応募される場合には、任意団体でも可能です。

(2) Q:株式会社は本事業に応募することは可能でしょうか？例えば、利益は全て社会・公益性の高い事業のために使う「ノン・プロフィット・カンパニー」の形態をとる株式会社も対象

になるのでしょうか？

A:本事業は、非営利団体の事業化を支援するものであるため、株式会社は原則として実証事業の実施主体の対象にはなりません。協議会の構成メンバーに加わることで、また、協議会の事務局として、応募主体、請負契約の契約団体となることは可能です。ただし、ノン・プロフィット・カンパニーの形態をとる株式会社で実質の活動が一般的な環境NPOと変わらず、また実際に利益の還元を社会に還元している場合には対象になります。

- (3) Q:対象となる事業が行われる場所について、主たる活動エリアとは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

A:モデル実証事業の事業主体が、主たる事業活動を行う場所を想定しています。例えば、地域の未利用資源等を活用して製品にするビジネスの場合は、その製品に加工する場所になります。

- (4) Q:モデル実証事業の内容として、すでに実施している活動は対象になるのでしょうか？

A:現在当該活動が、ボランティアベース(人件費等の実費の持ち出し)又は行政等からの助成金でまかなわれているものであるが、行政等からの助成金を受けずに、当該活動から収益を上げ、人件費等の実費の採算性がとれるなど経済的な自立を図る事業として発展させることが前提の場合には対象になります。

- (5) Q: ビジネス活動として展開していた事業以外の事業を、同じ主体が(新事業)として応募する場合は対象になりますか。

A:本事業は、基本的に非営利の環境団体の事業を経済的に自立化させることを目的としているため、対象になりません。

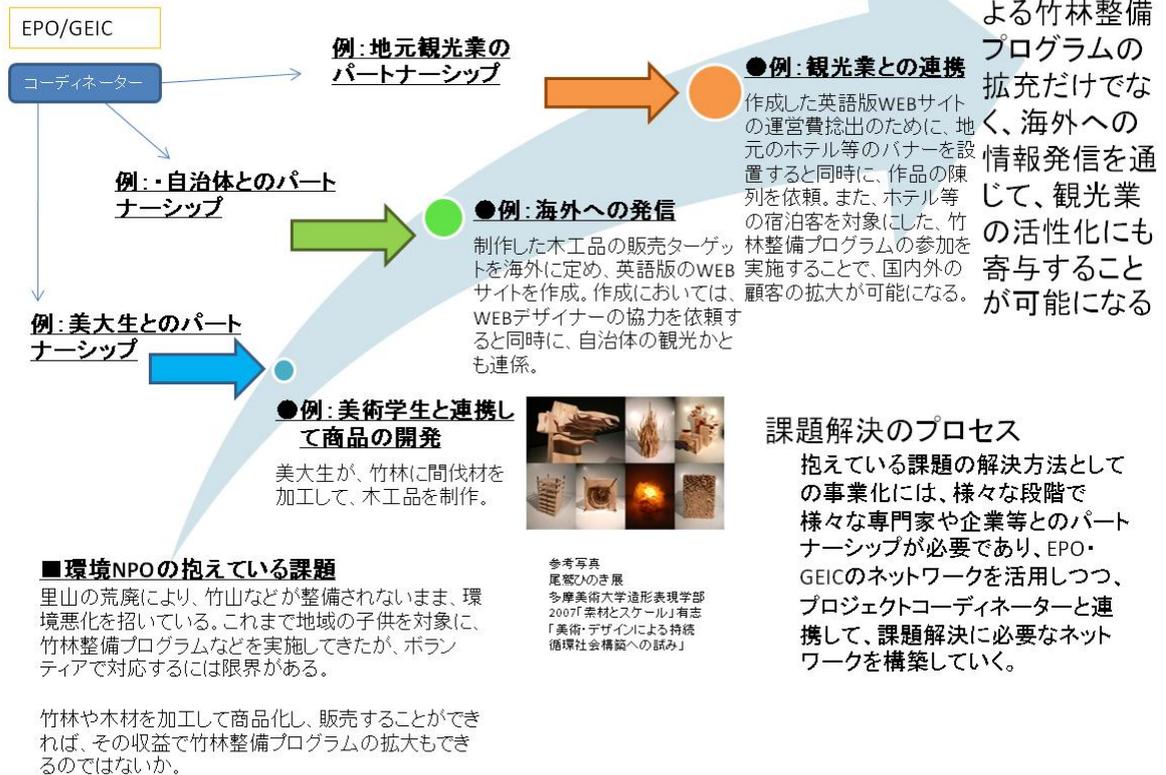
- (6) Q: モデル実証事業の内容における地域資源、ニーズの把握、分析にあたっては「平成20年度持続可能なイノバティブ・コミュニティ形成手法調査事業報告書P69-P98」に掲載されている手法を必ず用いる必要がありますか？

A:上記報告書は汎用的に活用できうる手法として参考までにお示ししているものであり、この中に盛り込まれている手法の他、それ以外の手法でも構いません。

- (7) Q: モデル実証事業のイメージ及び GEIC・地方 EPO 等での支援のイメージを具体的な例で教えてください。

A: 想定されるビジネスモデルのイメージ例として以下の例を参考にいただければ幸いです。

事業イメージ：
商品開発型ソーシャルビジネス



このほか、公募全般に対する問い合わせは、極力下記あて電子メールにてお願いします。

ただし、他の応募事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「事業型環境NPO・社会的企業モデル実証事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

< 担 当 >

環境省 総合環境政策局 環境経済課 民間活動支援室 (EPO@env.go.jp)

〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2

環境省 総合環境政策局 環境経済課 民間活動支援室

中島(内線 6267)直通 03-5521-8231 代表 03-3581-3351 FAX 03-3580-9568

150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2階

環境省環境パートナーシップオフィス 秋吉

TEL 03-3406-5180 FAX 03-3406-5064